

■犬猫等健康安全計画例示（犬販売（繁殖あり）の場合）■

犬猫の繁殖を行うかどうか		<input checked="" type="checkbox"/> 繁殖を行う	<input type="checkbox"/> 繁殖を行わない
犬猫等健康安全計画	(1) 幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備	<p>(1) 幼齢の犬等の管理体制</p> <p>① 担当者数と役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者数：○人</li> <li>・役割：給餌・清掃等の飼養管理 出産時及び出産後の健康管理</li> </ul> <p>② 健康状態の確認及び記録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確認回数（○回／日）</li> <li>・記録台帳を用意し、管理担当で共有</li> </ul> <p>(2) 連携獣医師</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・獣医師：○○太郎</li> <li>・○○動物病院</li> <li>・□□市△△町1丁目1-1</li> <li>・電話○○○-○○○-○○○○</li> <li>・連携獣医師により年○回健康チェック。特に繁殖に供する個体については、繁殖に供することが出来るかどうかの確認を行う。</li> </ul> <p>(3) その他の記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無し[※あれば具体的に記載してください]</li> </ul>	
	(2) 販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い	<p>(1) 譲渡先・飼養施設の確保</p> <p>① 愛護団体に譲渡（する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体名：NP○○○○クラブ 代表者 ○○ ××</li> <li>・所在地：□□市△△町2丁目2-2</li> <li>・電話：○○○-○○○-○○○○</li> </ul> <p>② 従業員及び関係者に譲渡</p> <p>③ 譲渡会の開催</p> <p>※②③の場合、犬猫の個体に関する帳簿等に譲渡先の住所、氏名、連絡先を記録しておく</p> <p>(2) 施設での終生飼養</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犬○○頭</li> <li>・飼養面積：○○㎡</li> <li>・ケージ：○○個</li> </ul> <p>(3) その他の記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・系列店舗と連携する</li> <li>・仕入れ数、繁殖数の調整を行なう</li> </ul> <p>[※（1）（2）のいずれでも無い場合、終生飼養の確保を具体的に記載してください]</p>	

※「幼齢の犬猫等」には、幼齢の犬猫のほか、繁殖の用に供する犬猫（母犬・母猫等）も含まれます。

■犬猫等健康安全計画例示（犬販売（繁殖あり）の場合）■

(3) 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示方法

(1) 飼養・保管方法

- ・ 生後56日までの間は親兄弟等と飼養し、離乳等を終えた動物を販売に供する。
- ・ ワクチン接種（連携獣医師と相談）
- ・ 疾病に罹患した場合は、個体ごとに隔離。獣医師の診療を受ける
- ・ 繁殖用犬は1日〇回〇時間の散歩
- ・ 清掃は〇回／日、
- ・ 消毒は〇回／週その他、入れ替え時、体調不良個体発生時など
- ・ 記録台帳（別紙）
- ・ 生後90日を過ぎた個体にはマイクロチップを挿入し、環境大臣の登録を受ける。マイクロチップを挿入していない個体を仕入れた場合は、生後90日齢を超えた時もしくは取得後30日以内に挿入し、登録を行う。既にマイクロチップを挿入した個体を仕入れた場合には、登録の変更を行う。販売する時は購入者にマイクロチップの登録情報を変更するよう案内する。

(2) 繁殖方法

①繁殖年齢は〇歳～〇歳までとする※

②繁殖計画

- ・ 基本的に年1回。ただし、年に複数回繁殖する場合は、獣医師の判断を仰ぐ。
- ・ 近親交配、遺伝性疾患等の問題を生じさせる可能性の高い組み合わせの繁殖を行わない

③ 出産後一定期間経過後に幼齢個体について獣医師の診察を受ける

(3) 展示

① 開始日齢：生後56日齢を経過した犬

② 展示時間内外の管理

- ・ 展示担当者：〇人
- ・ 8時～20時までの間で（12時間／日）
- ・ 〇時間以上連続した展示は行わず、展示時間中も適宜休憩させる（バックヤード内のサークル）
- ・ 展示前、休憩時に健康状態を確認し、異常が認められた場合には展示は行わない
- ・ 展示時間外は子犬保管室で保管
- ・ 展示中の注意喚起は掲示により実施

(4) その他の記載

- ・ 無し[※あれば具体的に記載してください]

※犬：生涯出産回数6回まで、交配時の年齢は6歳以下。(ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満と証明出来る場合は7歳以下まで)

猫：交配時の年齢は6歳以下(ただし7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満と証明できる場合は7歳以下まで)